

地保第 1404 号
令和6年4月23日

各保全措置対象施設及び機関管理者 様

大阪府健康医療部保健医療室長
(公 印 省 略)

旧優生保護法に関連した資料の保全について（再依頼）

標記について、旧優生保護法一時金支給法の改正により請求期限が5年延長し、令和11年4月23日までとなったことを受け、国から別添のとおり、当該資料の保全について再度依頼がありました。

同通知文では、資料の適切な保全の再依頼（別添通知記1）に加え、医療機関等が廃止され、承継先が存在しない場合においては、大阪府が関連資料を保存すること（別添通知記2）となっています。請求期限が延長されたこと及び国通知の趣旨を踏まえ、再度資料の有無について調査を実施させていただきたく下記により御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本件は個人情報の洗い出し等をお願いするものではなく、現時点において把握しておられる範囲内の情報について、任意で御協力をお願いするものであることを申し添えます。

記

旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で貴施設が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録について、保存期限を問わず当分の間廃棄せず、保存を継続してください。

なお、貴施設において該当する資料等がある場合は、令和6年6月28日（金）までに当室地域保健課母子グループあてに、裏面の様式を参考に御連絡くださいますようお願い申し上げます。（資料等がない場合は、ご連絡不要です。また、上記期限までに御連絡のない場合は資料等がないものとさせていただきます。）

保健医療室地域保健課母子グループ 角野
電話 06-6944-6698 内線 6698
FAX06-4792-1722
e-mail: chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

※該当する資料等がない場合は、ご返信不要です。

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

母子グループ 角野 あて

期限：令和6年6月28日（金）

FAX：06-4792-1722

メール：chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

施設名称

担当者名

連絡先

1. 優生手術に関する個人記録の有無について

① ある

② ある可能性がある

回答：

2. 1で①②と回答された医療機関（施設）にお聞きします。

当該記録に記載のある手術を受けた（又は可能性がある）方の人数は 人

※関連する資料の送付は現時点では不要です。